

## 「いずみ福祉号」貸出書

NO. \_\_\_\_\_

借用者	住所			
	氏名		電話	
	対象事由	1 身障手帳所持者      2 高齢者      3 傷病者 4 その他		
借用及び 借用時間	平成 年 月 日 ( ) ~ 平成 年 月 日 ( ) AM・PM 時 分                      AM・PM 時 分			
目的				
行先				
運転者氏名				
借用上の留意事項	裏面に記載のとおり			

上記のとおり貸出します。

平成 年 月 日

大泉町長 村山俊明

---

## 「いずみ福祉号」借用書

上記「貸出書」のとおり、借用上の留意事項を遵守し「いずみ福祉号」を借用します。

平成 年 月 日

大泉町長 村山俊明 様

借用者

住所 \_\_\_\_\_

氏名 \_\_\_\_\_

## 借用上の留意事項

「いずみ福祉号」の貸出事業は、介護を必要とする高齢者や障害者等の通院や買物など日常生活を行う場合の利便性を図るとともに、行事やレクリエーションなどに参加する機会を確保することを目的としています。交通事故に十分注意し次の事項を遵守のうえ安全運行のもとでご利用ください。

- 1 使用前に車両取扱書等をよく読んで、適切な管理、運行のもとで利用する。
- 2 返還の際は、いずみ福祉号を清掃し、燃料を満タンにして返す。
- 3 目的外使用及び第三者への転貸しはしない。
- 4 いずみ福祉号で自動車事故が生じた場合及び破損をさせた場合は、町が加入している自動車任意保険が適用になる範囲を除き、借用者の責任において損害賠償する。
- 5 事故が生じた場合には、法令で定められた処置を講ずるとともに、次の各号に掲げる事項を守って対応する。
  - (1) 速やかに社会福祉協議会（Tel 63-2294）へ連絡すること。
  - (2) 町長が必要とする書類又は証拠となる書類を滞納なく提出する。
  - (3) 町長の承諾なく事故の相手方等と示談しない。
  - (4) 自動車事故は、必ず警察へ事故申出を行うこと。